

**琴浦町小学校適正規模・配置審議会答申
(概 要 版)**

平成22年3月

琴浦町立小学校の適正規模及び適正配置について（答申）

【概要版】

1 はじめに

本審議会は、平成20年3月26日に琴浦町教育委員会委員長から「児童数が減少する中であって、琴浦町の子どもたちの将来を見据えた小学校の適正な規模や適正配置のあり方」についての諮問を受け、ここに本答申を取りまとめた。

2 小学校の現状と課題

(1) 教育を取巻く課題

本町の学校教育における当面の課題は、少子化による児童数の減少が今後も予想される中、学校運営や教育活動など子どもたちの教育への影響の大きさが懸念される。そのため、諮問文にも示されているように「活力ある小学校教育のあり方」について検討することが求められている。

小学校における教育活動を円滑かつ効果的に進めるため、①小規模校の解消を図る適正規模、②適正規模を確保するための適正配置、③教育内容や教育活動の一層の充実の3点が、次代を担う琴浦町の子どもたちの育成を図るために、早急に取り組むべき内容であるとの共通理解の下に、審議を進めた。

(2) 児童数の推移

本町の小学校児童数は年々減少し、平成元年5月には8小学校で1,727名であったが、平成21年5月現在では1,055名、平成27年度においては870名に減少していくことが推計されている。

既に平成21年度現在において児童数の減少により、8校すべてが小規模校（11学級以下）、もしくは過小規模校（5学級以下）となっている。この傾向は今後さらに進むことが確実視されており、平成26年度には以西小学校と古布庄小学校においては四つの学年で複式学級、安田小学校においては二つの学年で複式学級となることが予測されている。

3 学校規模の適正なあり方

(1) 教育環境としての学校規模

学校規模の大小は、教育効果や学校運営に様々な影響を及ぼすことから、適正な規模を保つことが望ましい。

学校規模の適正化を図り、児童の良好な教育環境を確保することは、本町において緊急かつ重要な課題となっている。したがって、現下の社会情勢と児童数の減少傾向を踏まえ、教育環境の充実と適正規模の確保、効率的な行財政運営を図るため、小学校統合を計画的に推進するべきである。

(2) 適正な学校規模

本審議会では、小学校の適正規模についての考え方を次のようにまとめた。

< 琴浦町における小学校の適正規模に関する基本的な考え方 >

適正な学校規模として、多様なものの見方・考え方を学ぶ機会や、教育の本来の目的である、協調性や連帯性、社会性を育成する上で、1学年2学級以上を確保することが望ましい。小学校の適正規模はおおむね12学級とし、特に5学級以下の過小規模校においては、教育指導面や学校運営面での困難が予想されるため、速やかにその解消を図る必要がある。

4 適正な小学校の配置のあり方

学校の適正配置を行うに当たっては、適正規模の確保が担保されることが望ましい。将来の推定児童数から考えると、東伯中学校区、赤碕中学校区に各1校を配置し、適正規模を確保することが適当である。

< 琴浦町における小学校の適正配置の基本的な考え方 >

- ①校区を分割することは従来の地区公民館単位での活動等にも変更の必要性が生じるなど、その影響が大きく、校区を分割しての再編成は行わない。
- ②適正な学校規模を確保していく上では、通学距離や時間が増える地域が発生することは避けられない。統合により通学距離が長くなる地域の児童に対しては、路線バスの活用、あるいは通学バスの運行を行うなど、児童の負担軽減や安全確保を図る。
- ③新しい場所に学校を設置する新設統合という考え方もある。この場合、既存の施設の建設時期が比較的新しいことなどから、本町の財政規模・財政状況などを視野に入れ、既存施設の活用等も含めて十分な協議、検討を踏まえて判断されるべきである。
- ④地域のつながりなどの関係から種々検討を行い地域住民の理解と協力を得て進めることに留意すべきである。

5 教育課題の改善に向けた今後の取り組み

< 新たな教育課題への取り組み >

①特別支援教育の充実について

障がいのある児童について、その障がいの状態や程度に応じた教育が受けられるよう特別支援教育の充実を努める。また、児童相互の交流など共生の視点を学校教育に取り入れる。

②小中一貫教育について

子どもたちの発達の連続性を重視し、生きる力を育むために小中一貫教育の導入の検討を進めるなど、子どもたちの発達課題の解決を図る。

③小学校高学年における専科制について

教科によっては専科制を取り入れるなど、児童の学びへの興味・関心を高め、効果の高い教育活動を展開し学力向上を図る。

6 基本的な考え方(提言)

本審議会では、10年後のあるべき学校の配置を見据えて審議を進めてきた。再編に向けての課題処理や、本町の財政規模・財政状況などを視野に入れ、最終目標年次を平成32年度として、次のように提言する。

(1) 学校配置について

①適正規模・適正配置の目標

今後の方向として、最終目標年次の平成32年度までには1学年2学級以上の学級が編成できるように、東伯・赤碕の各中学校区に1校を適正な位置に配置することとする。

②複式学級や過小規模校の解消のための経過措置

複式学級や過小規模校の解消対策が求められる状況の中で、目標年次を10年後としながらも、経過措置として既存の施設を活用した統合を行うことが必要である。

このため、速やかに複式学級等の解消を図る方策として既存の施設をそのまま活用することとし、東伯中学校区においては、現在の東伯小学校の施設を活用し、東伯と古布庄の2校を統合して1校とし、現在の八橋小学校と浦安小学校との3校とする。

なお、本審議会では学校の適正規模を確保する観点から、現在の浦安小学校の施設を活用し、浦安、東伯、古布庄の3校を統合して1校とし、現在の八橋小学校との2校とすることについても審議したが、施設面や安全性、利便性の面で問題があり、施設整備を行うなどしてこれらの問題が解決できれば、この2校案についても検討すべきとした。

赤碕中学校区については、現在の成美小学校の施設を活用し、以西、安田、成美の3校を統合して1校とし、現在の赤碕小学校との2校とする。

なお、この経過措置としての統合時期は平成24年度を目標としながらできる限り速やかに行うこととする。

(2) 通学の安全確保について

適正配置に伴って統合を行うに当たっては、登下校時における児童の安全確保を図る。特に遠距離での通学となる児童への配慮は十分行い、路線バスの増便やスクールバス等の運行支援を行うなど、通学体系を整備していく。

(3) 学校施設跡地の活用について

跡地の活用計画については地域の要望、特性、生活環境等に配慮しながら、真に必要な施設として活用できるよう、住民ニーズの把握に努め、活用案の検討を進めていく。

(4) 町民及び地域への理解について

この提言を具体化するに当たっては、町民の理解がなくてはならない。各地域で説明会を開催するとともに、あらゆる機会をとらえて、提言に対する町民の意見と、理解を求めていく必要がある。

また、既存の施設を利用した統合を行う場合においても、複数の学校が統合されて新たな学校が創設される対等統合との考え方に沿い、校名、校歌、校章等は新たに制定すべきである。

7 むすびに

現存する学校を統合等により見直すことは、地域にとって大変重要な問題であり、極めて困難な課題に取り組むこととなるが、ただ単に現状を容認するのではなく、学校運営や指導的側面など多方面からの検討も加えられ、有意義な論議ができたと考えている。

限られた期間ではあったが、審議会として多岐にわたって可能な限りの検討を行い、その結果を答申としてまとめることができた。具体的に小学校の適正配置等を推進するに当たっては、町当局のより一層の努力はもちろんのこと、併せて学校関係者、保護者や地域の方々の理解と協力を得て、学校現場や地域が混乱しないよう配慮しつつ、この答申が速やかに今後の教育行政に反映されることを期待するものである。